

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月10日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第2号

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が別に定める職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)―(5) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に対して支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額14,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業団が設置する公舎(以下「企業団公舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他企業長が別に定める職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規</p> | <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員(企業長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)―(6) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(企業長が指定する者を除く。)</u>に対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規</p> |

定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

（期末手当）

第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。

（勤勉手当）

第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。

（給与の減額）

第17条の4 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合（企業長が別に定める場合に限る。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（退職者の給与）

第17条の5 職員が退職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業を取得している職員の給与）

第17条の6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項の職員のうち企業長が別に定める職員

定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

| | |
|---|---|
| <p>には、同項の規定にかかわらず、<u>期末手当又は勤勉手当を支給する。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当は、<u>期末手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、期末手当支給日に支給する。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 (略) 2 勤勉手当は、<u>勤勉手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、勤勉手当支給日に支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第24条 (略) 2 <u>第8条の規定は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(以下「特定管理職員」という。)には適用しない。</u></p> | <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当は、<u>3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 (略) 2 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第24条 (略)</p> |
|---|---|

(広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び<u>第2項並びに第7条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給与に関する特例) 第4条 (略) 2-4 (略) <u>5 第2項の規定による号給の決定並びに第3項及び第4項の規定による給料月額</u>の決定は、<u>予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与に関する特例) 第4条 (略) 2-4 (略) 5 <u>企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業長が別に定めるところにより、その給料月</u></p> |

(給与条例等の適用除外等)

第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条、第17条の2、第17条の3及び第18条から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「管理職員及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 特定任期付職員には、期末手当を企業長が別に定めるところにより支給する。

7 特定任期付職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職(職員としての身分を失うことをいう。)をした場合には、退職手当を、広島県水道広域連合企業団と広島県市町事務組合との間における退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する規約(令和5年広島県水道広域連合企業団告示第1号)第2条の規定により支給する。

8 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額決定、第5項の規定による特定任期付職員業績手当の支給及び第6項に規定する期末手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)

第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条、第17条の2から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。)及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第5項に規定する特定任期付職員業績手当と、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(給与の減額)

第6条 正規の勤務時間に特定任期付職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号)第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合(企業長が別に定める場合に限る。)を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

| | |
|----------------|--|
| <p>第6条 (略)</p> | <p>第7条 特定任期付職員が休職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。</p> <p>2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた特定任期付職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(育児休業をしている特定任期付職員の給与)</p> <p>第8条 育児休業法第2条の規定による育児休業をしている特定任期付職員には、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>2 前項の特定任期付職員のうち企業長が別に定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当を支給する。</p> <p>第9条 (略)</p> |
|----------------|--|

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2—3 (略)</p> <p>(1)—(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の155</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の124</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の93</u></p> <p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の46.5</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u></p> <p>(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u></p> <p>(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u></p> | <p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2—3 (略)</p> <p>(1)—(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の91.5</u></p> <p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の152.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の122</u></p> <p>(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の91.5</u></p> |

| | |
|---|--|
| (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 $\frac{100}{分の46.5}$ (5)―(6) (略) | (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 $\frac{100}{分の45.75}$ (5)―(6) (略) |
|---|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）又は第3条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。